

## 防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 市は、企業等における育児休業等の取得を促進するため、市内事業所の男性従業員が育児休業等を取得した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における育児休業等とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）第2条第1号に規定する育児休業（産後パパ育休を含む。）及び企業等において就業規則等に定める育児のための休業・休暇をいう。

### (支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 常時雇用する従業員が300人以下であること。
- (2) 就業規則等に育児休業等についての規定を設けていること。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業主でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 法の規定を遵守していること。

### (対象となる男性従業員の育児休業等取得者)

第4条 奨励金の対象となる育児休業等取得者は、前条に規定する支給対象事業者と雇用契約を締結した者であり、次の各号のすべてに該当する男性従業員とする。

- (1) 市内の事業所に勤務していること。
- (2) 正規雇用の従業員であること。
- (3) 令和6年4月1日以降に14日以上の子育て休業を取得し、かつ、子の出生後1年以内に通算30日以上の子育て休業等を取得していること。
- (4) 前号の子育て休業等取得後に現職等に復職していること。

### (支給額)

第5条 支給する奨励金の額は10万円とする。

2 奨励金の支給は、一対象事業者に対し年度あたり1回とする。

### (支給の申請)

第6条 奨励金の支給を希望する事業者は、第4条第4号に定める復職の日から起算して4か月以内又は当該復職日が属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに申請するものとし、「防府市育児休業等取得促進奨励金支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、別表に定める必要書類を添付し市長に申請する。

### (支給の決定・不決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を支給することが適当であると認めるときは、予算に範囲内において奨励金の支給を決定し、防府市育児休業等取得促進奨励金支給決定通知書（別記第2-1

号様式)により、不適當であると認めるときは防府市育児休業等取得促進奨励金不支給決定通知書(別記第2-2号様式)により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の支給)

第8条 前条の規定により奨励金の支給決定通知を受けた支給対象者は、速やかに防府市育児休業等取得促進奨励金請求書(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、防府市育児休業等取得促進奨励金支給決定取消・返還通知書(別記第4号様式)により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第10条 市長は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者に対して報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

添付書類
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男性の育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類 (母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、又は子の健康保険証の写し等)</li><li>・ 男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し</li><li>・ 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類</li><li>・ 育児休業等に係る就業規則等の写し</li><li>・ 誓約書</li><li>・ 市税の納税証明書(滞納のないことの証明書) ※申請日前3ヶ月以内の日付で発行されたもの</li></ul>

別記第1号様式（第6条関係）

防府市育児休業等取得促進奨励金支給申請書

年 月 日

防府市長 様

〒  
所在地  
名称  
代表者職・氏名

防府市育児休業等取得促進奨励金の支給を受けたいので、防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

支給申請額	10万円		
育児休業等取得者	氏名		
	育児休業取得期間 (計 日間)	令和 年 月 日～令和 年 月 日 令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※分割取得された場合は、取得期間毎に記入	
	育児関連休暇取得日数	計	日間
常時雇用する 従業員数	人(うち男性 人、女性 人)		
連絡窓口	担当者		
	電話		FAX

添付書類

- (1) 男性の育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類  
(母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、又は子の健康保険証等の写し)
- (2) 男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3) 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類
- (4) 育児休業等に係る就業規則等の写し
- (5) 誓約書（別紙1）
- (6) 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）  
※申請日前3ヶ月以内の日付で発行されたもの

(別紙1)

## 誓約書

年 月 日

<p>必ず内容を確認し<u>署名</u>または<u>記名・押印</u>をお願いします。 ※<u>法人は社名及び代表者名</u></p>	<p>氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>※<u>氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</u></p>
<p>以下の内容を了承します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 私は、申請内容に偽りがある場合、奨励金を返還します。</li><li>2 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。</li><li>3 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本奨励金の目的の範囲内で使用されることを了承します。</li></ol>	

別記第2-1号様式（第7条関係）

文書番号  
年 月 日

様

防府市長

防府市育児休業等取得促進奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった防府市育児休業等取得促進奨励金については、次のとおり支給を決定したので、防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱第7条の規定により通知します。

1 支給額

金 10万円

別記第2-2号様式（第7条関係）

文書番号  
年 月 日

様

防府市長

防府市育児休業等取得促進奨励金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった防府市育児休業等取得促進奨励金については、次の理由により奨励金を支給しないことに決定しましたので、防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱第7条の規定により通知します。

1 支給しない理由

別記第3号様式 (第8条関係)

防府市育児休業等取得促進奨励金請求書

金額		百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0

内 訳 防府市育児休業等取得促進奨励金

防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱第8条第1項の規定により、上記のとおり奨励金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先	銀行・信用金庫・労働金庫	
	農協・漁協・信用組合	
金融機関	支所・支店・出張所	
口座番号 種 別		1 : 普 通
		2 : 当 座
フリガナ		
口座名義		

別記第4号様式（第9条関係）

文書番号  
年 月 日

様

防府市長

防府市育児休業等取得促進奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付けで支給した防府市育児休業等取得促進奨励金については、次の理由により支給決定を取り消すので、防府市育児休業等取得促進奨励金支給要綱第9条の規定により通知します。

については、支給した奨励金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。